

第6期下野市障がい者福祉計画の施策の評価について

基本目標	施策	評価
I. 地域生活支援体制の充実	1 障がい福祉サービス・生活支援事業の充実	<p>各障がい福祉サービス利用実績が増加しています。特に「重度訪問介護」「就労継続支援B型」「短期入所（福祉型）」「共同生活援助（GH）」で大きく増加しています。</p> <p>重度障害者が住み慣れた自宅において、日常生活の支援を受けながら生活できる環境が整いつつあります。一方で、在宅での生活が困難な障がい者には、居住の場と日中活動としての就労の場の確保が求められています。</p> <p>引き続き適正なサービス支給を行えるよう、関係機関との連携に努めます。</p> <p>また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院者の地域移行を活性化し、精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場（WG53）を活用し、「地域移行・定着支援」の利用促進となるよう支援体制の整備に努める必要があります。</p> <p>権利擁護支援の地域連携の中核機関として、下野市社会福祉協議会に「成年後見サポートセンター」を設置しました。成年後見制度の利用促進のため、関係機関との連携と制度の周知を図っていく必要があります。</p>
	2 地域生活の場の機能充実	<p>令和5年度までに市内7か所のグループホームが設置されています。また、令和元年から令和5年にかけて施設入所から4人の方がグループホームへ移行しています。引き続き、地域における居住の場の確保と共にそこで働く施設従事者の確保と支援の質の向上を図っていく必要があります。</p> <p>また、緊急時の受け入れ先として地域生活拠点等事業を整備したので、円滑に実施できるよう周知と利用調整に努めます。</p>
	3 移動支援の充実	<p>福祉タクシーの利用実績は増加しており、移動手段の充実と利便性の向上のため交付枚数及び利用枚数の改正を検討中です。そのほか、デマンド交通おでかけ号への車いすの積載条件が緩和され、より障がい者にも利用しやすい環境となってきました。引き続き公共交通の利用促進を図り移動支援の充実を図っていく必要があります。</p>

基本目標	施策	評価
II. 相談支援体制の充実	1 相談支援・情報提供体制の充実	<p>基幹機能を持つ「障がい児者相談支援センター」を中心に、総合的・専門的な相談支援を行っています。複雑多様化する多問題事例の後方支援や相談支援事業所連絡会における連携、人材育成においてはさらに強化していく必要があります。</p> <p>また、保健福祉ガイドブックや広報誌にて、障がいに関する情報提供を行いました。引き続き情報提供を継続するほか、基幹相談支援センターにて適切に情報提供ができるよう、情報の集約をする必要があります。</p>
	2 共生社会に向けた包括的な連携推進	<p>地域の障がい福祉にかかわる人材・機関を中心に地域自立支援協議会にて関係機関と連携し地域課題に取り組んでいます。さらに、高齢福祉・こども福祉・学校教育など他分野においても、各課で相談しやすい環境を整えています。</p> <p>加えて、令和5年10月には「福祉まるごと相談窓口」を社会福祉課内に開設し、福祉に関する困りごとの相談を受けます。今後は、これまで以上に関係機関との横断的連携の強化が必要です。</p>
	3 権利擁護の推進	<p>障がい者の人権や権利を擁護するため、下野市社会福祉協議会や司法書士会リーガルサポート等の関係機関と連携し、あすてらすや成年後見制度の利用促進に努めました。また、基幹機能を持つ「障がい児者相談支援センター」においても、権利擁護に関する事案を関係機関と連携し対応しています。</p> <p>消費生活センターでは、令和4年度に「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域における配慮を要する消費者を見守るネットワークづくりが始まりました。</p>
	4 高齢福祉との連携強化	<p>令和3年度には、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が円滑にできるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連絡会を発足させ課題共有や共同研修会、マニュアル作成などに取り組んでいます。</p> <p>親亡き後に備えて継続した支援ができるよう、支援者は高齢分野及び障がい分野の相互理解を深めるとともに共生型サービスについても推進していく必要があります。</p>

基本目標	施策	評価
Ⅲ. 障がい児支援体制の充実	1 保育・療育環境の充実	障がい児と関わる保育士や支援員等の知識向上のため、研修を実施しています。今後も継続して障がいに関する知識の向上を図っていきます。
	2 特別支援教育の推進	<p>高い受診率である乳幼児健診から発育発達に支援を要する乳幼児を適切な支援機関に繋げ、就学時に適切な教育の場が提供されるよう、今後も関係機関と連携を図っていきます。</p> <p>また、学校教育課では、市内学校で作成している個別教育支援計画と療育機関が作成する支援計画を共有し放課後等デイサービスや学童保育、学校との連携を図っていきます。令和4年度には、「特別支援ネットワーク連絡協議会」が発足し、関係部局と連携のもと、特別支援教育における支援体制整備をさらに深める取り組みを行っていきます。</p>
	3 医療的ケア児の支援体制の推進	<p>自立支援協議会にて、医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループを設置し、課題の共有をして解決策について検討を重ねています。R3年度より災害対策として、人工呼吸器の自家発電機または外部バッテリーの購入助成を開始しました。(日常生活用具 上限 100,000 円)</p> <p>他自治体の取組を参考にしながら、保育園等で医療的ケア児を受け入れるにあたり、必要な体制整備について検討しています。医療的ケア児等（医療的ケアは脱したが、手厚く支援を要する児も含む）の支援体制について、医療的ケア児等コーディネーターを中心に検討を進めていきます。</p>
	4 福祉と教育の連携による切れ目のない障がい児支援体制の推進	自立支援協議会で作成したサポートファイル「かけはし」を活用し、幼児期から青年期までの支援を円滑に進められるよう周知・活用方法について検討していきます。令和4年度には、「特別支援ネットワーク連絡協議会」が発足し、インクルーシブ教育の推進に向け、関係部局と連携のもと、特別支援教育における支援体制整備をさらに深める取り組みを行っていきます。

基本目標	施策	評価
IV. 社会参加の支援	1 多様な就労機会の確保と推進	<p>障がい児者相談支援センターとの連携を軸に障がい者の福祉的就労および一般就労への移行を進めました。</p> <p>自立支援協議会の就労部会において、市広報紙を活用し、就労支援事業所や一般企業に就職した方のインタビュー記事等を紹介し、障がい者雇用への理解、普及促進に努めています。福祉事業所等と企業との意見交換会や農福連携の学習会を開催し、相互理解を図りました。引き続き、障がい者雇用に対する理解促進に注力していく必要があります。</p> <p>また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所に通所する障がい者の工賃向上につながるよう、継続して優先調達に努めていきます。</p>
	2 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	<p>各種行事やイベント等の環境づくりや情報周知を図りました。</p>
	3 コミュニケーション支援体制の充実	<p>手話通訳ボランティア育成のため広域での講座を開催しました。今後は、ボランティアの活躍の場としても手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を通じ、障がい者のコミュニケーション支援事業をさらに周知、推進する必要があります。視覚、聴覚に障害のある方が、日常生活用具給付事業の適切な支給により、円滑にコミュニケーションが図れるよう継続して支援していきます。</p>
	4 障がい児・者との地域交流の推進	<p>しもつけふくしフェスタにて各団体の活動を紹介しました。</p> <p>児童・生徒に対し人権集会を実施し、人権擁護委員による講話を実施しました。国分寺特別支援学校・栃木特別支援学校に通う児童と、地域の小学校との交流学級が実施されました。</p>

基本目標	施策	評価
V. 協働によるまちづくりの推進	1 障がいの理解促進と普及啓発	<p>講演会を開催するほか、市広報誌の「障がい福祉瓦版」と題した連載で障がい福祉に関する情報を発信するなど、周知啓発を図りました。</p> <p>外見では障害があることが分かりにくい方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の交付件数は年々増加傾向です。今後も普及啓発に取り組んでいきます。</p>
	2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<p>自治医大駅東口等のバリアフリー化に向けて再整備を進めています。さらに、「下野市総合計画後期基本計画」と整合性を図りながら、都市計画マスタープランの次期策定に向けてユニバーサルデザインのまちづくり推進について検討をしていきます。</p>
	3 防災、防犯対策の推進	<p>下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づき、下野市総合防災訓練を実施しました。</p> <p>令和3年度には、障害者や外国人にもわかりやすく安心して避難できるよう、避難所にピクトグラムや多言語シートを配備しました。また、公民館講座等にて「マイタイムライン」の作成について普及啓発を図っています。今後も平時より民生委員や地域の住民と連携し、災害時における要支援者の避難対策について、関係各所と連携を図って検討していく必要があります。</p>
	4 地域の福祉意識の醸成	<p>小学校で総合的な学習の時間を中心に、福祉をテーマに学習をしました。民生委員児童委員に対し福祉に関する事業の説明を実施し、地域住民の福祉意識の醸成に努めました。今後も、地域住民との連携を強化するため、各種団体を巻き込んだ啓発活動が必要です。</p>
	5 地域福祉・ボランティア活動の推進	<p>社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座の周知に努めました。精神障がいのピアサポーターの協力を得て普及啓発活動を行いました。</p>
	6 障害者差別解消の推進	<p>障害者差別解消法が一部改正され令和6年4月に施行されます。「下野市障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がいへの理解が得られるよう、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、その普及啓発を検討しています。</p>